

論 説

AI と法研究（1）

AI と法研究会
（代表者 黒 沼 悦 郎）

新しい段階へ

——中国競争法のプラットフォーム規制の現状と新動向——

王 威 駟

新しい段階へ

——中国競争法のプラットフォーム規制の現状と新動向——

王 威 駟

プラットフォーム産業が目覚ましい発展を遂げた中国は近年、バイドゥ (Baidu)、アリババ (Alibaba)、テンセント (Tencent) を代表とする巨大デジタルプラットフォーム企業の台頭がもたらした市場支配地位濫用、データの過度収集、フリーランスに対する搾取などの問題に直面している。

プラットフォーム企業規制に消極的であった中国は、2020年末からプラットフォーム企業に対する競争法（「反壟断法」）適用を強化している。2021年4月10日、中国競争当局である市場監督管理総局（以下、SAMRという）はアリババが市場支配地位を濫用したと認定し、同社に約182億人民元（約3050億円）の制裁金を課した。アリババに対する処罰決定は、中国競争当局が従来の慎重的な姿勢から一転してより積極的にプラットフォーム企業の反競争行為に対する規制活動を展開する嚆矢であり、プラットフォーム規制の新しい段階に入るマイルストーンであるとみられる。

本稿は2020年末までの中国競争法プラットフォーム規制の過小規制にもたらした弊害、及びこれらの問題を解決するための取組（とくにアリババ事件処罰決定を代表とする近時の一連の新動向）を紹介し、日本のプラットフォーム規制に対する示唆を検討する。

1. 2020年末までの中国プラットフォーム規制

1.1 急成長した中国プラットフォーム産業と「寛容で慎重」の規制原則

2010年以降、中国ではプラットフォーム産業が急成長を遂げた。オンラインモール・ソーシャルネットワーク（SNS）・フードデリバリーなどの分野においていくつかのドミナントな企業が現れ、数多くのユーザーにサービスを提供しており、中国の経済社会において重要な役割を果たしている。

中国の代表的なプラットフォーム企業としては、「BAT」と呼ばれるバイドゥ（Baidu）、アリババ（Alibaba）、テンセント（Tencent）3社が挙げられる。各企業は検索エンジン、オンラインモール、ソーシャルネットワークの分野を牛耳りながら、他の分野への進出及びエコシステムの構築を果たしており、次第にインフラ化している⁽¹⁾。2020年コロナウイルス感染拡大後のロックダウン生活のなか、BATを代表とするプラットフォーム企業のサービスはライフラインとしてより広く利用され人々の日常生活を支えてきた。

中国政府はデジタルプラットフォームの経済社会における重要な役割を認識し、プラットフォーム産業の育成を産業政策の一環としている。2015年3月、李克強首相は「政府活動報告」の中で「インターネットプラス」プロジェクトを発表し、同プロジェクトが中国経済成長の新しいエンジン

(1) バイドゥとアリババの2020年度決算報告によれば、2020年12月、バイドゥはアプリのアクティブユーザー数は5.44億（前年比18%増）。アリババ社の中国市場におけるアクティブユーザー数は7.79億（2020年3月までの2020会計年度は7.26億）に達している。

2021年1月19日、テンセントのシニアバイスプレジデント張小龍氏は同社のチャットアプリ WeChat の1日利用者数が10.9億に達していると発表した。

「WeChat 誕生10周年：1日の利用者は11億人、2021年のハイライトは動画とライブ配信」36KR Japan <https://36kr.jp/114814/>（最終アクセス：2021.7.13）

になると期待している。2015年7月、中国国務院は「[「インターネットプラス」プロジェクトの積極的な推進に関する指導意見（中国語：国務院关于積極推進“互聯網+”行動的指導意見）]」では、電子商取引、金融、公共サービス、物流交通、人口知能などの領域におけるプラットフォームサービスの活用の重要性を強調している⁽²⁾。

競争政策について、中国競争当局は「寛容で慎重（中国語：包容審慎）」の規制原則の下で、長らくの間プラットフォーム企業に対する競争法運用に対して消極的であった。「寛容で慎重」の規則原則とは、デジタル経済を代表とする「新経済」に対し、規制を及ぼす前に同領域に成長の余地を与えながら、その特徴を十分に把握すべきであるということである⁽³⁾。2017年から2020年まで、李克強首相は連続4年間「政府活動報告」において、デジタル経済を代表とする「新経済」領域に対し、「寛容で慎重」な規制姿勢を取らなければならないと強調していた。2017年11月、国家工商総局（2018年以前の中国競争当局の一つであり、現在のSAMRの前身）の担当者はインタビューにおいて、インターネット産業に関わる場合、「寛容で慎重」という原則の下で規制活動を行わなければならないと述べた⁽⁴⁾。2019年8月、国務院弁公庁は「プラットフォームの規則的かつ健康的な発展の促進に関する指導意見」を公表し、「寛容で慎重」の原則の下でプラットフォーム領域の公平な競争秩序の維持を規定したほか、一時的に実態を把握できない領域に対し、一定な「観察期間」を設定し、直ちに厳しく取り締まるべきではないと強調している⁽⁵⁾。

(2) 国務院关于積極推進“互聯網+”行動的指導意見 http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-07/04/content_10002.htm（最終アクセス：2021.7.13）

(3) 「李克強詳解為何對新業態實施“包容審慎”監管？」中国政府網 http://www.gov.cn/guowuyuan/2018-09/12/content_5321209.htm（最終アクセス：2021.7.13）

(4) 「工商総局：對互聯網遵循審慎，包容的監管執法原則」中国政府網 http://www.gov.cn/hudong/2017-11/21/content_5241254.htm（最終アクセス：2021.7.13）

(5) 国務院弁公庁关于促進平台經濟規範健康發展的指導意見 <http://www.gov>

「寛容で慎重」原則の存在により、2020年まで、中国のプラットフォーム企業はほとんど競争政策の影響を受けずに成長し、BATを代表とするいくつかのエコシステムを構築できた。しかし、この過程において、ドミナントな地位を手に入れたプラットフォーム企業は、市場または取引における地位を濫用し、事業者・フリーランス・一般ユーザーに大きな不利益を与えてきた。

1.2 プラットフォーム企業規制の問題点

プラットフォームの反競争行為の中にとくに社会に注目されているのは、プラットフォーム企業は、プラットフォーム利用事業者に対し、他のプラットフォームへの出店もしくはそこでの割引キャンペーン等の展開を制限・禁止する「二者択一（中国語：二选一）」行為、大量なユーザーデータを分析した上で行ったパーソナライズド・プライシング（差別対価）行為（中国語：大数据殺熟）と将来ライバルになり得るスタートアップ企業を買収して自らのエコシステムを強化する行為である。

これらの行為は、競争法上の問題にもなり得るだけでなく、ユーザーデータ濫用行為と中小事業者・フードデリバリー配達員・配車サービスの運転手などに対する搾取行為とも関係しており、一般大衆・マスコミないし政府関係者により批判されてきた。しかし、2021年4月まで、中国ではプラットフォーム企業による市場支配地位濫用行為を規制した例が存在せず、プラットフォーム企業に関わる企業結合も競争当局に審査されていなかった。その理由について、前述した「寛容で慎重」の規制原則、競争当局の人材不足⁽⁶⁾以外に、長らくの間プラットフォーム企業に対する反壟断

cn/zhengce/content/2019-08/08/content_5419761.htm（最終アクセス：2021.7.13）

(6) ロイターの報道によればSAMRの競争法執行部門の定員は40名である。

「独家：中国市監総局拡編 反壟断磨刀霍霍瞄准企业巨头—消息」ロイター
<https://cn.reuters.com/article/china-samr-antitrust-business-giants-041-idCNKBS2BZ03C>（最終アクセス：2021.7.13）

法適用のアプローチが明確ではなかったが挙げられる。

具体的にいえば、以下の問題点が存在した。

(1) プラットフォーム企業の市場支配地位認定

市場支配的地位を有する企業の正当な理由がない「二者択一」強要行為とパーソナライズド・プライシング行為は、反壟断法17条（支配的地位濫用行為の禁止）4項（取引強制禁止）、6項（差別待遇禁止）に違反するものである。反壟断法47条により、市場支配的地位にあるプラットフォーム企業は反壟断法17条に禁止された行為を実施した場合、競争当局は当該行為を停止させ、違反行為者の前年度売上高の1%以上10%以下の制裁金を徴収するだけでなく、違法収益を没収することもできる。

しかし、中国においてプラットフォーム企業の市場支配的地位を認定するのは、非常に困難である。その理由について、①プラットフォーム企業は他の分野に進出しており、エコシステムを構築しているため、明確に一定の取引分野（関連市場）を画定するのは非常に困難であること、及び②デジタル経済市場において常にダイナミックな競争が行われており、一時的に市場シェアの高いプラットフォーム企業であっても、より優れた技術を有する新規参入企業には敵わないといった特徴が存在するが挙げられると考えられる。

2014年の「3Q大戦」と呼ばれる「奇虎（Qihoo）」社とテンセントとの訴訟（QQ360事件）では、中国最高裁（最高人民法院）は、SNSソフト市場に8割以上のシェアを有するテンセント社には市場支配的地位がないと判断した。同判決における、①インターネット産業に関わる市場における高い市場シェアは直ちに市場支配的地位を有することを意味しない、②無料サービスの場合においてSSNDQテスト（サービス品質の変化を仮定する市場画定手法）の適用が可能であり、ユーザーの主たる利用地域・市場の具体的な状況に応じて地域市場を画定すべきである、③すべての事件において関連市場を明確に画定する必要がないとの判示は、プラットフォーム企業に関わる場合の関連市場画定と市場支配地位の認定について一定の基準

を示している。

しかしながら、QQ360事件の最高裁判決は市場シェア以外の判断要素を明らかにしなかった。また、テンセントが提供するSNSソフトQQがニュース、セキュリティなどのサービスを提供しているため、QQのプラットフォームとしての特性を配慮すべきであるという主張について、判決はニュース、セキュリティなどのサービスを考慮に入れば、テンセント側の市場における地位を正確に認定できないおそれがあり、実証的な証拠もないため、プラットフォームの特性が本件に与える影響が明確ではなく、市場画定の際にプラットフォームの特性を考慮しないと述べているため、本件判決の参考意義が限られていると考える⁽⁷⁾。

結果として、QQ360事件判決が示した市場支配地位の有無を慎重に認定すべきというアプローチは、プラットフォーム企業の市場支配的地位が認定されにくい現状の原因の一つになっている。

（2）プラットフォームの「二者択一」やパーソナライズド・プライシングの違法性認定

仮にプラットフォーム企業の市場支配的地位が認定されたとしても、プラットフォーム企業の「二者択一」やパーソナライズド・プライシングはいかなる場合において違法であると認定できるかが問題となる。

反壟断法では、市場支配地位濫用を認定するためには、市場支配地位の存在、濫用行為の実施、競争を排除または制限する効果という要件を満たさなければならない。また、17条によれば、競争を排除または制限する効果が認められても、正当な理由が立証できる場合、「二者択一」やパーソナライズド・プライシングは違法ではない。

「二者択一」の典型的なパターンは、有力なプラットフォーム事業者が

(7) 本件判決の要点について、最高人民法院「指導案例78号：北京奇虎科技有限公司訴騰訊科技（深圳）有限公司，深圳市騰訊計算機系統有限公司濫用市場支配地位糾紛案」を参照。<http://www.court.gov.cn/shenpan-xiangqing-37612.html>（最終アクセス：2021.7.13）

自社プラットフォームに出店する事業者に他のプラットフォームに出店しないこと、もしくは他のプラットフォームの割引キャンペーンなどに参加しないよう要求することである。

パーソナライズド・プライシングの典型例として、ビッグデータの分析結果を利用し、すでにプラットフォームサービスに依存しているロイヤリティが高いユーザー、支払い能力の高いユーザー、購入必要度の高い（たとえば、通勤のために毎朝配車サービスを利用しなければならない）ユーザーなどに高い料金を設定する行為が挙げられる。

プラットフォーム企業のこれらの行為は、必ずしも競争に悪影響を与えるわけではない。たとえば、「二者択一」行為は中小企業・消費者の自由な選択を容易に制限でき、競争全体ないしデジタル経済産業の成長に悪影響を及ぼす可能性がある一方、「二者択一」は取引コストの低減、ブランド間競争の促進等のメリットも存在する。パーソナライズド・プライシングも、経営戦略として産出量の拡大、競争の促進などのメリットをもたらすことができる一方、有力な事業者の競争者排除・消費者搾取の手段として用いられる可能性も存在する⁽⁸⁾。そこで、いかにこれらの行為の違法性を認定するかが問題となっている。

プラットフォームの特性を踏まえて「二者択一」やパーソナライズド・プライシング行為の違法性を判断する基準が確立できなかったため、長らくの間これらの行為が的確に規制されていなかった。

(3) スタートアップ企業に関わる企業結合に対する審査基準

反壟断法48条は、届出基準を満たしたにも関わらず事前届出なかった企業結合に対し、競争当局が必要な措置を講じるほか、最大50万人民元（約843万円）の制裁金を徴収できると規定している。「経営者集中申告基

(8) パーソナライズド・プライシングについて、デジタル市場における競争政策に関する研究会報告書「アルゴリズム / AI と競争政策」43-48ページ参照。
https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/mar/210331_digital/210331_digital_hokokusho.pdf（最終アクセス：2021.7.13）

準に関する規定（中国語：国务院关于经营者集中申报标准的规定）」4条は、事前届出の基準を満たさない企業結合であっても、競争を制限または排除する効果が生じ得る場合、競争当局は該当企業結合を調査しなければならないと規定している。

2015年2月、配車サービス市場において合計9割の市場シェアを有していたオンライン配車サービスプラットフォーム企業「滴滴」(DIDI)と「快的」(Kuaidi)は経営統合を行うことを発表し、売上高が基準を満たしていないため、事前届出をしなかったと発表した。当時の企業結合審査当局であった中国商務部は本件経営統合に対し、調査権限を発動しなかった⁽⁹⁾。

その後、統合した「滴滴」は2016年に、Uberの中国事業を買収し、自身の市場におけるドミナントな地位を一層強化した⁽¹⁰⁾。2020年11月、「滴滴」は2020年10月に同社のアクティブユーザー数が4億に達していると発表した。

2020年まで、「滴滴」と同じ、テンセントとアリババも自身のエコシステムを強化するため、数多くのスタートアップ企業を買収したが、いずれも調査されなかった。その理由について、スタートアップ企業の売上高は法定基準を満たしていないほか、プラットフォーム企業の成長を容認する産業政策の存在、「寛容で慎重」原則の影響とプラットフォーム企業に関わる企業結合の競争を制限または排除する効果を認定する基準が明確ではなかったことが考えられる。

1.3 2020年末までの取り組み

2020年末まで、事実上反壟断法によりプラットフォーム企業の反競争行

(9) 「商務部：暫未收到滴滴快的合并申报」新京報 <http://finance.people.com.cn/n/2015/0217/c1004-26578763.html>（最終アクセス：2021.7.13）

(10) 2018年11月16日、統合後の中国競争当局たるSAMRは、滴滴・Uber合併の反競争性の有無について調査を進行していると発表した。2021年7月13日現在、調査結果が発表されていない。

為を規制できないという問題に対し、いくつかの試みがなされた。

2019年9月に施行された「市場支配的地位の濫用禁止規定（中国語：禁止濫用市場支配地位行為暫行規定）」11条は、「インターネット等新経済態の事業者の市場支配的地位の認定は、関連業界の競争の特徴、事業モデル、ユーザーベース、ネットワーク効果、ロックイン効果、技術特性、イノベーション、データを把握・処理する能力…考慮することができる」と規定しており、ある程度プラットフォーム企業の市場支配地位認定アプローチを具体化した。

反壟断法以外2017年改正された「反不正当竞争法」は12条において、「技術手段を利用し、ユーザーの選択に影響を与える、又はその他の方式を通じて…他の事業者が合法的に提供するインターネット商品又はサービスの正常な動作を妨害し、又は破壊する行為に従事してはならない」と規定している。12条に違反した場合、違反行為の停止のほか、10万人民元以上50万人民元以下の制裁金（悪質の場合、50万元以上300万元以下）が徴収される。反不正当竞争法12条により「二者択一」行為を規制できるが、同条は技術手段の利用を要件としているため適用できる場面が制限されている⁽¹¹⁾。また、12条違反した場合の制裁金が低いため、ドミナントなプラットフォーム企業に対する実効性が問われる。

2019年1月1日に発効した「電子商取引法（中国語：電子商務法）」は、35条において「電子商取引プラットフォーム事業者はサービス合意書、取引ルール及び技術等の手段を利用し、プラットフォーム内事業者のプラットフォームでの取引、取引価格及び他の事業者との取引等について不合理に制限し若しくは不合理な条件を付加し、又はプラットフォーム内事業者に対し不合理な費用を徴収してはならない」とし、プラットフォーム企業

(11) 反不正当竞争法2017年改正の内容と適用事例について、川島富士雄「中国における流通分野に関する規制—独占禁止法、反不正当竞争法及び電子商務法の最新動向—」20-21頁を参照。<https://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/20j022.pdf>（最終アクセス：2021.7.13）

による不合理な「二者択一」などの行為を禁止している。35条の適用対象はすべてのプラットフォーム企業であるため、「反不正当竞争法」と同様に、市場支配地位を認定しなくとも適用できる。また、35条は技術手段を利用する以外の形の濫用行為も規制できるため、「反不正当竞争法」12条の適用範囲より広くなる。しかし、35条違反の場合、徴収される制裁金の額も極めて低い（5万人民元以上50万人民元以下、悪質な場合は50万人民元以上200万人民元以下）ため、BATのような大手プラットフォーム企業の違法行為を抑制するには十分でないと考えられる⁽¹²⁾。

結局、「反不正当竞争法」と「電子商取引法」の運用は少なく、適用対象も主に地方レベルのプラットフォーム事業者にとどまるため、プラットフォーム企業の反競争行為を有効に抑制できなかった。次節で述べるように、反壟断法のプラットフォーム企業に対する本格的な運用が求められるようになっている。

2. プラットフォーム企業に対する競争法規制の強化と近時の取り組み

2.1 プラットフォーム企業に対する競争法規制の強化の社会的背景

2020年にコロナウイルス感染拡大後、大手プラットフォーム企業はさらなる成長を遂げたとともに、エコシステムの閉鎖化と出前配達員・小規模事業者等に対する搾取を一層進んでいた。その傾向に対し、もともと「二者択一」やパーソナライズド・プライシング行為に対して不満をもつ人々によって、プラットフォーム企業に対する競争法規制を求める声が高まっている。

2020年2月、コロナウイルスの拡散の中に接触履歴を確認するため、アリババ・テンセントは「健康コード」サービスを提供し始めた。市民はテ

(12) 電子商取引法の競争法の側面について、王威駟「競争法としての電子商取引法」公正取引（834）43-53頁（2020）を参照。

ンセント系 SNS アプリ「WeChat」、アリババ系 SNS アプリ「Dingtalk」・支払いアプリ「Alipay」の健康コードプログラムから健康コードを取得することができる。本来であれば、テンセント系アプリとアリババ系アプリのいずれを通じて健康コードを取得・共有できるが、2020年3月2日にテンセント系 WeChat はアリババ系アプリの健康コードをブロックした現象が発生した。3月3日、テンセント社は、アリババ系アプリに共有された健康コードは「DingTalk」に誘導するコードが存在し、WeChat 運営条項に禁止されるユーザーに対する引き抜き・情報収集行為に該当したためブロックされたと説明した上で、アリババ側との協議により健康コードのブロックを解除したと発表した⁽¹³⁾。本件により、大手プラットフォームの閉鎖的なエコシステムが社会にもたらし得る弊害が露呈した。

2020年4月、テンセントはグループ内の企業「閱文グループ（以下、閲文という）」社を再編し始めた。2015年テンセントに買収された閲文は中国最大のネット文学（オンライン小説等）配信事業者であり、掲載作品のマルチメディア展開事業も積極的に展開している。2020年5月、当該再編により、閲文に登録している作者は作品に対する著作権・マルチメディア展開から得た利益・SNS アカウントの支配権などを閲文に譲渡しなければならぬという搾取的な契約が強要され得る情報がリークされた。その結果、プラットフォーム企業の強引な行為に対する非難・抗議が起り、反壟断法による対処が必要である意見も広く主張された。さらに、商務部反壟断局の処長であった崔書鋒氏が2014年にテンセントに就職した事実がメディアに取り上げられた結果、競争当局の「天下り」問題とプラットフォーム企業と競争当局との癒着関係も一般民衆に注目されるようになった⁽¹⁴⁾。

(13) 「微信疑封殺釘釘回應：健康碼標記吱口令觸發管理規範」新浪科技 <https://tech.sina.com.cn/i/2020-03-03/doc-iimxxstf6108086.shtml?cref=cj>（最終アクセス：2021.7.13）

(14) 2013年、競争当局職員の「天下り」問題はすでにインタビューで中国政法大学教授の時建中氏に言及された。2018年7月、中央巡視組（中央からの監査グ

2020年9月、フードデリバリープラットフォームの配達員搾取問題を取り上げた記事⁽¹⁵⁾は社会中大きな反響を呼んだ。同記事は、「美团」や「餓了么」のような大手フードデリバリープラットフォーム企業がビッグデータとアルゴリズムを駆使して配達員の配送時間制限を厳しく設定している一方、配達員をフリーランスと捉えて労災責任を回避している現実をまとめた。同記事の影響を受け、フードデリバリープラットフォーム企業は配達員の待遇について一定の改善措置を講じると宣言したが、配達員の待遇の根本的な改善には至らなかった。

以上のように、プラットフォーム企業はコロナウイルスの感染拡大の影響で事業成長を果たす一方で、その閉鎖的な構造・一方的な行為も一般民衆の反感・批判をさらに呼び起こしており、また、プラットフォーム企業の反競争行為に関する政府の対応も、民衆に問われている。このような背景の下で、本格的に反壟断法によりプラットフォーム企業の反競争行為を規制する機運が高まっている。

上記社会的な背景以外、アリババを代表とする巨大プラットフォーム企業の過度な成長が政権運営に悪影響を与えているという政治的な背景も、中国プラットフォーム企業に対する規制姿勢の転換の大きな要因であるという見方がある⁽¹⁶⁾。その例として、2021年11月にアリババ傘下のアントグループ（ネット少額ローン⁽¹⁷⁾仲介プラットフォーム「花呗」「借呗」などのサ

ループ）は、商務部に「人材流出」問題が存在していると発表している。2020年5月と7月、中国の時事評論動画アカウント「寝る前のニュース（中国語：睡前消息）」の競争当局職員の「天下り」問題を取り上げる動画（<https://www.bilibili.com/video/BV1p5411472u/>, <https://www.bilibili.com/video/BV1ui4y137d3/>）はいずれも200万回近く再生され、大きな反響を呼んだ。

- (15) 「外売騎手、困在系統裏」人物 <https://mp.weixin.qq.com/s/Mes1RqIOdp48CMw4pXTwXw>（最終アクセス：2021.7.13）
- (16) 「中国の産業政策をよむ（中）競争政策、巨大ITに照準」日本経済新聞 <https://www.nikkei.com/article/DGKKZO69179820X10C21A2KE8000>（最終アクセス：2021.7.13）
- (17) 消費者金融サービスに相当するものである。

ービスを提供する部門)の上場が失敗した原因は、同社金融関連サービスの急拡張とジャック・マー氏の規制緩和を求める体制批判的な発言⁽¹⁸⁾が当局に金融体系の安定性に対する挑戦とみなされるためであると分析している記事が多く存在していることが挙げられる⁽¹⁹⁾。プラットフォーム規制と政治的な関与との関係は本稿の考察対象ではないが、少なくとも競争政策の観点からみれば、アリババが金融秩序を脅かせるほど成長できたことはまさに、過去の巨大プラットフォーム企業に対する競争法運用が不十分であった証であると考えられる。

2.2 プラットフォーム反壟断法執行ガイドライン

2020年11月10日、SAMRは「プラットフォーム反壟断法執行ガイドライン(中国語:关于平台经济领域的反壟断指南。以下、「ガイドライン」という)」草案⁽²⁰⁾を公表し、11月30日までパブリックコメントを募集した。ガ

(18) 「馬云：中国的金融当铺思想严重，喜欢给不需要钱的企業貸款」澎湃新聞 https://www.thepaper.cn/newsDetail_forward_9697669 (最終アクセス:2021.7.13)

ジャック・マーは講演において金融規制が技術革新の足を引っ張っており、さらなる規制緩和が必要であると主張した。

(19) たとえば、「中国アントの上場中止，習近平氏が決定 WSJ 報道」日本経済新聞 <https://www.nikkei.com/article/DGXMZO66172480T11C20A1000000> (最終アクセス:2021.7.13), 「焦点：舌禍が招いたアント上場延期，ジャック・マー氏の大誤算」ロイター <https://jp.reuters.com/article/ant-group-ipo-suspension-regulators-idJPKBN27M0MT> (最終アクセス:2021.7.13) Financial Times: *'The party is pushing back': why Beijing reined in Jack Ma and Ant* <https://www.ft.com/content/3d2f174d-aa73-44fc-8c90-45c2a554e97b> (last visited July 13, 2021)

もっとも、仮にアントの上場が成功した場合、同社が低い準備金でネット少額ローン仲介事業を大規模に展開でき、大きな金融リスクをもたらせることを注意しなければならない。その意味では、すでに多くの返済能力が十分ではない若者などがアントのネット少額ローンサービスに依存してしまい、結局多重債務に陥ってしまったという社会的な背景を考慮せず、アントの上場失敗を単純に権力構造などの政治的観点から見る議論は、十分ではないと言えよう。

(20) 市場監管総局关于《关于平台经济领域的反壟断指南(征求意见稿)》公开征

イドライン草案はオンラインモールプラットフォームにとって重要な大規模販促イベントである「独身の日（11月11日）」の前日に発表されることは、中国政府からの「独身の日」イベントで「二者択一」強要などの反競争行為を繰り返しているプラットフォーム企業に対する警告と政府のプラットフォーム企業に対する本格的な競争法規制を開始しようとする兆しとして捉えられる。その結果、草案が発表された11月10日、多くプラットフォーム企業の株価が暴落した⁽²¹⁾。

2021年2月7日、ガイドラインが正式発表された⁽²²⁾。同ガイドラインは最初のプラットフォーム企業を適用対象とする反壟断法ガイドラインであり、前述したプラットフォーム企業規制の課題に正面から挑む規制案である。

ガイドラインの主な特徴は以下の通りである。

（1）市場支配的地位の認定アプローチ

プラットフォーム企業の市場支配地位の有無を認定するには非常に困難であるという問題に対し、ガイドライン11条はプラットフォームの技術特性を踏まえ、2019年の「市場支配的地位の濫用禁止規定」より細かな認定アプローチを提示した。

プラットフォーム企業の市場シェアを認定する際に、取引額、取引件数、売上高、アクティブユーザー数、クリック数、利用時間などの指標を考慮することができると規定している。市場を支配する能力を認定する指標について、ネットワーク効果が考慮できる要素の一つとして列挙されている。事業者の財力・技術能力を認定する指標として、イノベーション能力、知的財産権、データを把握・処理する能力などが挙げられる他、取引

求意見的公告 http://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/202011/t20201109_323234.html
（最終アクセス：2021.7.13）

(21) 「平台経済反壟断監管在即，互联网巨头股价集体暴跌」界面新聞 https://www.sohu.com/a/430858522_313745（最終アクセス：2021.7.13）

(22) 国务院反壟断委员会关于平台经济领域的反壟断指南 http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fldj/202102/t20210207_325967.html

上の依存度を判断する指標としての、ロックイン効果、ユーザーの依存度、他のプラットフォームに移転する可能性と移転コストなども挙げられている。また、新規参入の難易度を認定する指標としては、プラットフォームの規模効果、技術障壁、ユーザーのマルチホーミング傾向、データを取得する難易度などが挙げられている。

関連市場の画定について、ガイドライン草案4条は、プラットフォーム企業の市場画定作業が困難である問題を解決するために、特定事件において、「直接事実証拠が十分であり、市場支配的地位に依存しなければ実験しえない行為が相当の長時間持続し、かつ損害効果が明白である場合、関連市場を画定せずにプラットフォーム事業者が独占的行為を実施したと認定できる」と規定した。この規定は、大手プラットフォーム企業をより迅速に規制するためのものであったが、プラットフォーム企業と学者の批判⁽²³⁾を呼んだため、正式発表されたガイドラインでは削除された⁽²⁴⁾。

正式発表されたガイドラインの第4条は、関連市場画定というプロセスが通常必要であると述べた上で、商品市場を画定する際に、プラットフォームの特性に応じて両面市場全体を一つの市場に画定することができるほか、商品ごとに複数の市場に画定することもできるとしている。

(2) 「二者択一」とパーソナライズド・プライシングの違法性認定アプローチ

ガイドライン15条は「二者択一」行為を主に反壟断法17条(4)に禁止

(23) たとえば、深セン大学特任教授王晓暉氏はインタビューにおいて関連市場画定が原則上必要な作業であると述べた。

「專訪王晓暉：平台經濟反壟斷關鍵是維護公平和自由競爭」公平競爭網 <http://www.zggpjz.com/a/shichangshiping/20201112/6013.html> (最終アクセス：2021.7.13)

(24) 同条文の削除によりプラットフォーム企業に対する迅速な規制が困難となるという批判的な意見も存在している。

劉旭「連退7步的《平台經濟領域的反壟斷指南》嚴重背离強化反壟斷的要求，存在嚴重錯誤」<https://zhuanlan.zhihu.com/p/349945318> (最終アクセス：2021.7.13)

された取引制限行為として捉えており、①検索結果操作、アクセス制限、技術妨害等のペナルティによる制限と②奨励金、割引、技術的支持などのインセンティブによる制限という2つのカテゴリーに分けている。15条によれば、前者の場合は市場競争と消費者利益に直接的な損害賠償を与えられるため、通常取引制限に該当するが、後者の場合は消費者と事業者に積極的な効果を与える可能性があるため、競争を制限もしくは排除する効果を検証しなければならないという。

ガイドライン17条はパーソナライズド・プライシングを「ビッグデータ・アルゴリズムを利用してユーザーの支払い能力、好み、習慣または新規ユーザーであるか否かにより異なる取引条件を適用すること」と定義し、反壟断法17条（6）の差別取扱い行為として捉えている。ガイドライン17条によれば、正当な取引や業界慣行に基づき、新規ユーザーを対象とする合理的な割引などが正当なパーソナライズド・プライシングであり、反壟断法違反にならないという。

（3）スタートアップ企業買収に対する配慮

ガイドライン19条は、競争当局はスタートアップ企業・新プラットフォーム企業が企業結合の当事者である、無料・安価サービスを提供するため企業の売上が低い、関連市場集中度が高い、競争者が少ないなどの類型の企業結合に対し強い懸念を持っていることを示した上で、競争を排除・制限するおそれがある場合、法定届出基準を満たしていない企業結合に対しても、競争当局は調査を行うことを規定している。

競争を排除・制限するおそれを認定する際に考慮できる要素について、ガイドライン20条はプラットフォーム領域の特徴を踏まえ、ガイドライン11条の市場支配地位認定要素と似たような内容を挙げているほか、市場における破壊的イノベーションの存否と可能性、企業結合のイノベーションに対する影響、企業結合によりユーザーデータが濫用される可能性などを列挙し、両面市場・多面市場に関わる企業結合に対して直接または間接的ネットワーク効果を総合的に評価する必要があるとしている。

問題解消措置について、ガイドライン21条は、技術・知的財産権・データの分離、ネットワーク・データへのアクセスの開放、プラットフォームの規則とアルゴリズムの改正、互換性の確保などを挙げている。

(4) アルゴリズムに対する配慮

ガイドラインは、アルゴリズムが市場支配地位濫用、カルテルなどの反競争行為の達成手段になり得ると認めており、アルゴリズムによる反競争行為でも反壟断法の規制対象であることを示している。

特筆すべきなのは、アルゴリズムを利用するハブ・アンド・スポークカルテルについて、ガイドライン8条は、ハブ・アンド・スポークカルテルの違法性を認定する際に、競争関係にあるプラットフォーム事業者は技術的手段、プラットフォーム規則、データ、アルゴリズムなどの手段により、競争を排除または制限したかどうかを考慮することができると規定していることである。

(5) ガイドラインと欧州デジタル市場法

以上のように、関連市場画定を省略できる条文が削除されたものの、本ガイドラインはプラットフォーム領域の反競争行為規制に関わる論点を整理した先端的ガイドラインであり、前述したプラットフォーム企業に対する反壟断法規制の問題点を正面から解決する野心的な試みと言えよう。

もっとも、ガイドラインは二面市場・データ利用・アルゴリズムなどのプラットフォームの特徴を考慮に入れた一方、結局、市場画定作業が通常必要であるという姿勢を示した。その意味では、ガイドラインはあくまで伝統的な競争法規制枠組み内の指針である。

中国プラットフォーム反壟断法執行ガイドラインと比べ、EUのデジタル市場法(Digital Market Act, 以下DMAという)草案⁽²⁵⁾は、伝統的な競争法規制枠組みを超えているものとして注目されている。

(25) DMAの詳細について、欧州委員会の紹介サイトを参照。https://ec.europa.eu/info/strategy/priorities-2019-2024/europe-fit-digital-age/digital-markets-act-ensuring-fair-and-open-digital-markets_en (last visited July 13, 2021)

DMAは、ユーザー数・売上高等の要件を満たした巨大プラットフォーム企業を「ゲートキーパー」に指定し、「ゲートキーパー」企業にデータアクセスの確保・互換性義務の遵守、自己優遇の禁止（プラットフォームの立場を利用して自社サービス・消費を優遇する行為）等の特殊義務と禁止行為を規定している⁽²⁶⁾。伝統的な競争法と比べ、DMAは市場画定作業を必要としないため、ゲートキーパーの違反行為を迅速に規制できる。また、ゲートキーパー企業が5年間3回以上にDMAに違反した場合、欧州委員会は制裁金だけでなく、事業譲渡や企業分割のような構造的措置を講じることができる。

巨大プラットフォーム企業に対する規制を特化するDMAは、競争法の枠組み内ですべてのプラットフォーム企業に適用する中国プラットフォーム反壟断法執行ガイドラインとの間に性格上大きな違いがある。しかし、少なくとも特定の場合に市場画定作業を省略してただちに市場支配地位を認定できるガイドライン草案4条の考え方は、市場支配的地位認定手続きを省略するDMAのアプローチと共通するところがあると考えられる。市場画定作業を省略するアプローチに対する批判が多いため、草案4条が現行ガイドラインに反映されなかったが、現行ガイドラインだけでは巨大プラットフォーム企業を迅速かつ確実に規制できないと認識される場合、中国はガイドライン草案4条を復活させ、もしくはDMAと類似する法律を制定する可能性を否定できない。

2.3 アリババに対する処罰決定

プラットフォーム反壟断法執行ガイドライン草案が公表された後、2020年12月の中央政治局会議と中央経済工作会議では「2021年に競争法の執行を強化し、資本の無秩序な拡大を防止する」という目標⁽²⁷⁾が提出された。

(26) 「ゲートキーパー」の特殊義務と禁止行為がDMA5条・6条に規定されている。

(27) 「定調2021年経済工作政治局会議釈放六大信号」経済参考報 <http://finance>.

2020年12月24日、SAMRはアリババの「二者択一」行為に対して調査を開始すると発表した⁽²⁸⁾。2021年4月10日、SAMRはアリババが市場支配地位を濫用したと認定し、同社に約182億人民元（約3050億円）の制裁金を課した⁽²⁹⁾。

処罰決定では、SAMRは関連市場を中国国内オンライン小売プラットフォームサービス市場にした上で、①アリババが高い市場シェアが50%を超えている、②関連市場の集中度が高い、③アリババがアルゴリズム・プラットフォーム規制設定などの方式により市場を支配できる、④アリババが大量の各種データ・先端的なアルゴリズムを所有するため、高い財力と技術上の優勢を有する、⑤ロックイン効果により事業者・ユーザーがアリババのプラットフォームに高度に依存している、⑥ネットワーク効果の存在により新規参入の難易度が高い、⑦アリババが物流・QRコード支・クラウドコンピューティングなどの隣接領域に著しい優越的地位を有しているとして、アリババが市場支配地位を有すると認定した。

濫用行為について、SAMRはアリババのプラットフォーム内事業者に対する「二者択一」行為（他の競合プラットフォームで出店・割引キャンペーン参加の禁止）を検証し、アリババが事業者にインセンティブを与えている一方、アルゴリズム・プラットフォーム規制・市場における支配力等を利用して「二者択一」要求に違反した事業者に検索結果下げ・プロモーション減少などのペナルティを与えていると認定した。

市場支配地位と濫用行為を分析した上で、SAMRはアリババの行為が

people.com.cn/n1/2020/1214/c1004-31965036.html（最終アクセス：2021.7.13）

「2021年に独占禁止を強化、資本の無秩序な拡張を防止」中国国際放送局日本語版 http://japanese.china.org.cn/business/txt/2020-12/20/content_77032114.htm（最終アクセス：2021.7.13）

(28) 市場監管総局依法対阿里巴巴集團涉嫌壟斷行為立案調查 http://www.samr.gov.cn/xw/zj/202012/t20201224_324638.html（最終アクセス：2021.7.13）

(29) 本件の概要はSAMRプレスリリース（http://www.samr.gov.cn/xw/zj/202104/t20210410_327702.html）とSAMR処罰決定文（<http://www.samr.gov.cn/xw/zj/202104/P020210410285606356273.docx>）を参照。

①プラットフォーム間の公平な競争，関連市場における潜在的な競争を排除・制限した，②プラットフォーム内事業者の経営自由と合法的な利益を損害してブランド内競争を阻害した，③プラットフォーム経済のイノベーションを制限した，④消費者の自由選択権・公平取引権を制限して社会全体の福祉に潜在的な損害を与えたとして，アリババの行為は競争を排除または制限する効果を有し，反壟断法に違反したと認定した。

本件では，SAMRはネットワーク効果・ロックイン効果・アルゴリズムとデータなどのプラットフォームの技術的な特徴を十分に考慮した上で，細緻な分析を通じてアリババの市場支配地位と「二者択一」行為の違法性を認定した。

アリババは処罰決定発表当日に，今回の処罰決定を受け入れ，コンプライアンス意識を向上して業務を改善していくと発表した⁽³⁰⁾。

今回のアリババに対する処罰決定は，中国最初のプラットフォーム企業が市場支配地位を有すると認定したものであり，今後のプラットフォーム企業に対する反壟断法執行アプローチを示したものであるため，非常に重要な意義を持っていると考えられる。

3. 将来の展望と示唆

プラットフォーム反壟断法執行ガイドラインとアリババ処罰決定の内容からみれば，中国のプラットフォーム規制能力はQQ360事件の時期より大幅に向上し，新しい段階に入ったと言えよう。

2021年3月公表された14回五ヵ年計画では，反壟断法・反不正当竞争法の運用とプラットフォームに対する規制の強化，反壟断法適用基準の明確化などの内容が盛り込まれている。したがって，少なくとも2021—2025年の間にプラットフォームに対する規制の強化が当分続くと考えられる。ア

(30) 「阿里回应市場監管総局反壟断処罰：誠懇接受，将加强合规」南方都市报
https://www.sohu.com/a/459952533_161795（最終アクセス：2021.7.13）

リババに対する処罰決定を含む近時の展開からみれば、今後の中国プラットフォーム規制について下記の特徴が予想される。

(1) プラットフォーム規制の常態化

アリババに対する処罰決定が公表された後、大手プラットフォーム企業に対する調査活動が停止されていない。2021年4月26日、SAMRは大手フードデリバリープラットフォーム「美团」の「二者択一」行為に対する調査を開始したと発表した⁽³¹⁾。4月29日、テンセントの音楽ストリーミングサービスに対する調査が進行中であるという記事も掲載された⁽³²⁾。このように、大手プラットフォーム企業に対する市場支配地位濫用調査が今後常態化する可能性が高い。

また、市場監督管理総局は2020年12月、2021年3月と4月に、BATを含むプラットフォーム企業の過去のいくつかの企業結合に対し、事前届出を行っていなかったことを理由として処罰決定を下した⁽³³⁾。エンフォースメントは50万人民元の制裁金のみで競争を制限・排除するおそれがないとして原状回復措置を行わなかったが、今後、SAMRは積極的にプラットフォーム反壟断法執行ガイドラインに基づいてスタートアップ企業・プラットフォーム企業に関わる企業結合を審査すると予想される。

(31) 市場監督総局依法対美团涉嫌壟断行為立案調査 http://www.samr.gov.cn/xw/zj/202104/t20210426_328234.html (最終アクセス: 2021.7.13)

(32) 「独家: 中国反壟断行動指向騰訊予計罰金至少100億元—消息人士」ロイター <https://jp.reuters.com/article/exclusive-china-antitrust-samr-tencent-0-idCNKBS2CG0BU> (最終アクセス: 2021.7.13)

(33) 市場監督総局依法対阿里巴巴投資收購銀泰商業股權、閱文集團收購新麗傳媒股權、豐巢網絡收購中郵智遞股權等三起未依法申報違法實施經營者集中案作出行政処罰決定 http://www.samr.gov.cn/xw/zj/202012/t20201214_324335.html (最終アクセス: 2021.7.13)

市場監督総局依法対互聯網領域十起違法實施經營者集中案作出行政処罰決定 http://www.samr.gov.cn/xw/zj/202103/t20210312_326737.html (最終アクセス: 2021.7.13)

市場監督総局依法対互聯網領域九起違法實施經營者集中案作出行政処罰決定 http://www.samr.gov.cn/xw/zj/202104/t20210430_328470.html (最終アクセス: 2021.7.13)

(2) プラットフォーム企業規制の細緻化

2021年4月12日、上海市市場監督管理局は上海市で展開している外国人向けフードデリバリープラットフォーム企業 Sherpa's (中国語：食派士) に対し、「二者択一」行為を行ったとして116.86万人民币元の制限金を徴収すると発表した⁽³⁴⁾。本件の特徴は、狭い市場で行われた比較的少量な制限金しか徴収されていない反競争行為に対し、地方競争当局は非常に細緻な分析を行い、関連市場画定の経済学的な分析プロセスなどを処罰決定の文書で反映したことである。

具体的にいえば、競争当局は関連市場を上海市の外国人向けフードデリバリーサービスという狭い市場に画定したことについて、外国人特化サービスの有無(質の高い英語サービスを提供できる能力、UI デザイン⁽³⁵⁾、料金体系、外国人ユーザー注文傾向への対応)を分析し、外国人向けフードデリバリーサービスアプリは「美团」などの大衆向けフードデリバリーアプリとの間に代替性がないと認定した。その上で、競争当局は SSNIP テストを行い、仮定独占者の利益分析モデル $(d+rP-c) \cdot Q(d, P)$ を掲げており⁽³⁶⁾、限界損失率を $\Delta Q/Q = ((\Delta d + \Delta rP)/(d+rP))/(M + (\Delta d + \Delta rP)/(d+rP))$ ⁽³⁷⁾ として経済学的な分析を通じて上海市で事業活動を行う英語でサービスを提供するフードデリバリープラットフォーム市場は独立市場として成立することを説明した⁽³⁸⁾。また、市場支配地位について、競争当局

(34) 市場監管総局發布上海食派士商貿發展有限公司濫用市場支配地位行政處罰決定書 http://www.samr.gov.cn/fldj/tzgg/xzcf/202104/t20210412_327737.html (最終アクセス: 2021.7.13)

(35) たとえば、中国で多用される赤色が欧米では警告に連想されるため、外国人向けフードデリバリーアプリでは赤色を避ける傾向があることが決定文の分析で言及された。

(36) P = 料理代金, d = 配送料金, N = プラットフォームを利用する料理店の数量, c = 仮定独占者の平均供給費用, r = プラットフォーム手数料率, Q = ユーザー注文数。

(37) Δd = 送料変化量 (SSNIP テストのため, $\Delta d/d = 5\%$), ΔrP = 料金変化量, $M = (d+rP-c)/(d+rP)$ = 仮定独占者の粗利益率

(38) 関連市場に対する経済学的な分析について、処罰決定文 (<http://www.samr.>

は2017年から2019年10月までの Sherpa's 社と競争相手の注文数・利用事業者数・売上高・ユーザー数シェアの推移を表にまとめた上で、Sherpa's 社の財力・技術力、ユーザーの依存度、参入障壁を検証して同社が市場支配地位を有することを認定した。反競争効果について、競争当局は2017年から2019年10月までの競争相手シェアの減少、アプリ利用手数料の上昇、ユーザー支払料金の上昇等の傾向から、Sherpa's 社の行為が市場支配的地位を濫用して競争を阻害したと認定した。

本件決定は、以前の処罰決定より分析アプローチを格段に詳細に説明したものであり、少なくとも上海などの地方の競争当局はプラットフォーム関連事件に対してすでに高度な規制能力を備えていることと、競争当局の規制活動が一層細緻化する傾向を示したものであると考える。

また、2021年4月22日、中国最高裁は反壟断法・反不正当竞争法事件の審理を強化し、関連司法解釈を制定して公表すると発表した⁽³⁹⁾。具体的な内容はまだ明らかではないが、今後司法レベルの競争法適用の細緻化も予想できると考えられる。

(3) バランスを取る規制姿勢

以上のように、中国は2020年末から急速にプラットフォーム企業に対する規制を強化しているとみられる。今回の規制強化は、産業全体に対する過激な取締ではなく、「寛容で慎重」原則を保ちつつ、従来の過度に消極的な競争運用に対する軌道修正であると思われる。

前述した SAMR の過去届出しなかった結合に対する処罰決定も、制裁金以外の原状回復・事業分割などの措置を講じなかった。アリババに対する処罰決定が発表された後の4月12日、アリババの株価は7.16%上昇した。その理由の一つとして、強制的な分割や資産売却⁽⁴⁰⁾のような「最悪

gov.cn/fldj/tzgg/xzcf/202104/P020210412455680356942.docx) の17頁以降を参照。

(39) 「最高法：加強涉互聯網平台經濟反壟斷審判」人民網 <http://legal.people.com.cn/n1/2021/0423/c205462-32085867.html> (最終アクセス：2021.7.13)

(40) もともと中国反壟断法では企業結合に対する原状回復措置（反壟断法48条）

の結果」が免れられたことが挙げられると報道された⁽⁴¹⁾。

4月14日から16日にかけて、各領域で事業活動を展開している合計34社のプラットフォーム企業は競争法遵守意識を強化し、「二者択一」などの行為を今後行わないことを内容とする「コンプライアンス経営承諾」を宣言した⁽⁴²⁾。

また、競争政策と直接関係するではないが、2021年6月から、テンセントとTikTokを運営するByte Dance社は隔週休2日制（中国語「大小週」）を撤廃して労働条件の改善を開始した⁽⁴³⁾。2021年7月、工業と情報化部（工信部）のアプリ広告表示に対する規制の結果として、BAT系を含む多くのアプリは起動画面で広告を強制表示する行為を停止した⁽⁴⁴⁾。

このような常態化した法規制によりプラットフォーム企業のコンプライアンス意識の向上を導く現状は、プラットフォーム企業の反競争行為の抑制しながら、プラットフォーム産業のさらなる発展・社会公共サービスの提供・政府方針政策との協力⁽⁴⁵⁾を確保したい中国政府にとって望ましい結果であると考えられる。したがって、当分このようなバランスを取る規

以外に事業分割措置が存在しない。

- (41) 「中国が独禁法違反で巨額罰金、アリババ抵抗できず—6年前とは一変」ブルームバーグ <https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2021-04-12/QRELDKT0G1KW01#>（最終アクセス：2021.7.13）
- (42) 互聯网络平台企業向社会公开《依法合規經營承諾》（第一批）http://www.samr.gov.cn/xw/zj/202104/t20210413_327811.html（最終アクセス：2021.7.13）
互聯网络平台企業向社会公开《依法合規經營承諾》（第二批）http://www.samr.gov.cn/xw/zj/202104/t20210414_327847.html（最終アクセス：2021.7.13）
互聯网络平台企業向社会公开《依法合規經營承諾》（第三批）http://www.samr.gov.cn/xw/zj/202104/t20210415_327862.html（最終アクセス：2021.7.13）
- (43) 「誰取消了大小週」新浪財經 <https://finance.sina.com.cn/tech/2021-07-13/doc-ikqciyzk5083189.shtml>（最終アクセス：2021.7.13）
- (44) 「App大掃描：哪些取消開屏廣告了？」新浪財經 <https://finance.sina.com.cn/tech/2021-07-13/doc-ikqciyzk5114067.shtml>（最終アクセス：2021.7.13）
- (45) 巨大プラットフォーム企業と政府との協力の最近の例として、7月8日、テンセントは22時から午前8時まで未成年者による傘下ゲームアプリへのアクセスを遮断するために顔識別認証機能を実装したことが挙げられる。

制姿勢が続くだろう⁽⁴⁶⁾。

以上のように、反壟断法改正、個人情報保護法・データ安全法運用などの課題が存在しているが、中国は数年間の模索を経てプラットフォームの特性を把握し、より積極的にプラットフォーム企業の反競争行為を規制できるようになっている。大手プラットフォーム企業に対する競争法規制の強化がグローバル的なトレンドのなか、中国の経験と現在の規制活動は日本を含む国に対して大きな参考意義を持っていると考える。

GAF A と対抗できる自国プラットフォームの育成が唱えられている日本にとって、中国の経験のほか、過小規制が中国社会全体に大きな弊害をもたらしたという教訓をいかすことも非常に重要であると考え。その意味では、プラットフォーム産業の発展を促進しながら、独占禁止法と巨大 IT 取引透明化法の確実な運用によりプラットフォーム企業の反競争行為を迅速かつ的確に規制するという目標の達成には、日中両国の競争当局と研究者とのさらなる交流の必要性は一層高まると予想される。

【付記】本研究は JSPS 科研費（若手研究）20K13386 の助成を受けたものである。

(46) SAMR は 2021 年 7 月 10 日、生放送市場の競争を阻害するおそれがあるとして生放送アプリを提供するテンセントのグループ子会社「虎牙」（テンセント 100% 出資）と「闘魚」（テンセント 38% 出資）との合併を否決したが、2021 年 7 月 13 日にテンセントの SOGO（搜狗）社（中国入力ソフト市場シェア 1 位）に対する買収を無条件認可した。